政令

農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十八号

農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十三項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

一　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）附則第五項

二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項及び第十七条第二項

三　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）第四条及び第六条から第十一条まで

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十九号

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第一項第一号中「、第二十九条の四及び附則第二条」を「及び第二十九条の四」に改め、「並びに附則第二条」を削り、同項第二号中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同条第三項中「及び附則第二条第二項第一号」を削り、同条第四項第三号及び第四号中「国民健康保険組合」を「組合」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同条に次の一項を加える。

9　一の月において、一の市町村の区域内に住所を有する被保険者（都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（第二十九条の三及び第二十九条の四の二第八項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者に限る。）が、月の初日以外の日において当該市町村が属する都道府県内の他の市町村の区域内に住所を有するに至り、継続して同一の世帯に属すると認められるときは、当該被保険者が当該都道府県等が行う国民健康保険の被保険者として当該月に受けた療養に係る高額療養費の支給に対する第一項各号の規定の適用については、同項各号中「二万千円」とあるのは「一万五百円」と、「一万五百円」とあるのは「五千二百五十円」とする。

第二十九条の二の二第一項第一号中「保険者の国民健康保険の世帯主等」を「市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等」に、「市町村が行う国民健康保険」を「市町村」に、「当該国民健康保険の」を「当該市町村の属する都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の」に改め、「世帯の世帯主」の下に「（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）」を加え、「国民健康保険組合が行う国民健康保険」を「組合」に、「国民健康保険組合の」を「組合の」に、「保険者の被保険者」を「市町村又は組合の被保険者（市町村にあつては当該市町村の属する都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者（当該市町村の区域内に住所を有する被保険者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第二号中「基準日において当該保険者の被保険者である」を削り、「他の保険者」を「他の市町村又は組合」に改め、同項第三号及び第四号中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同項第五号中「基準日において当該保険者の被保険者である」を削り、同項第七号中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同項第八号中「基準日において当該保険者の被保険者である」を削り、「他の保険者」を「他の市町村又は組合」に改め、同項第九号及び第十号中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同項第十一号中「基準日において当該保険者の被保険者である」を削り、同項第十三号中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同項第十四号中「基準日において当該保険者の被保険者である」を削り、「他の保険者」を「他の市町村又は組合」に改め、同項第十五号及び第十六号中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同項第十七号中「基準日において当該保険者の被保険者である」を削り、同条第二項中「保険者」を「市町村又は組合」に改め、同条第三項の表以外の部分中「保険者」を「市町村又は組合」に、「限る」を「限り、基準日世帯主等を除く」に改め、同項の表第一項の項中「保険者の国民健康保険の世帯主等」を「市町村又は組合の国民健康保険の第一号に規定する世帯主等」に、「当該第三項」を「当該同項」に、「保険者の被保険者」を「市町村又は組合の国民健康保険の第一号に規定する被保険者」に改め、同表第一項第一号の項中欄中「当該保険者」を「当該市町村又は組合」に、「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同項下欄中「他の保険者」を「他の市町村又は組合」に改め、同表第一項第二号の項を次のように改める。

第一項第二号	他の	基準日保険者以外の

第二十九条の二の二第三項の表第一項第三号の項中欄中「当該保険者」を「当該市町村又は組合」に、「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同表第一項第五号の項を削り、同表第一項第七号の項中欄中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同表第一項第八号の項を次のように改める。

第一項第八号	他の	基準日保険者以外の